

【新規】みなし電気工事業の開始通知に必要な書類

※郵送ではなく窓口において申請をされる場合は、事前にご連絡ください。

提出書類	個人	法人
電気工事業開始通知書 様式第21（第26条）	○	○
履歴事項全部証明書	—	○
建設業許可証の写し	○	○
電気工事士免状の写し	○	○
（第一種電気工事士の場合）講習受講歴の写し	△（※1）	△（※1）
備付器具調書	○	○
測定機器貸出承諾書	△（※2）	△（※2）
備付器具調書に記載した器具の番号等が分かる写真又は現物（借用器具を含む）	○	○
営業所位置図	○	○
店舗見取図（平面図）	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・履歴事項全部証明書は法務局で取得できます （※1）電気工事士免状が第一種の場合は、講習受講歴のコピーが必要です（認定電気工事士の場合は必要ありません） （※2）「継電器試験装置」及び「絶縁耐力試験装置」を借受されている場合にのみ提出が必要です ・電気工事業を開始したとき、遅滞なく提出してください 		

※提出先

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県政策部危機管理・報道局危機管理防災課 保安担当

TEL : 0952-25-7027

Mail : kikikanribousai@pref.saga.lg.jp

様式第21(第26条)

電気工事業者開始通知書

× 受 理 年 月 日	
× 通 知 番 号	

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

〒
住 所
氏名又は名称
法人にあつては
代表者の氏名
連絡先電話番号

電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第5項の規定により、
次のとおり通知します。

1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

年 月 日 佐賀県知事許可(ー)第 号

2 電気工事業を開始した年月日

令和 年 月 日

3 営業所

営業所の名称	所在の場所

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと。

【個人情報について】

お預かりした個人情報は、その目的を達成するためのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。
詳しくは、佐賀県ホームページの「佐賀県個人情報保護方針」をご覧ください。